

文京区設計等業務委託成績評定要綱

23文総契第326号平成24年3月12日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）が発注する設計等業務委託に係る成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、業務委託の履行状況の評定を厳正かつ適切に実施することにより、受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる業務委託は、次に掲げる業務委託のうち、1件の契約金額が130万円を超える業務委託（文京区検査事務実施要綱（40文総財発第417号）第2条第5号の総価単価契約による業務委託及び総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）が指定した業務委託を除く。）とする。

- (1) 土木及び造園工事に係る設計業務委託
- (2) 建築及び設備工事に係る設計業務委託
- (3) 工事監理業務委託

(評定者)

第3条 前条の業務委託に係る評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる監督員及び規則第58条第1項の検査員（以下「検査員」という。）とする。

- (1) 総括監督員 評定の対象となる業務委託を主管する課の課長
- (2) 主任監督員 評定の対象となる業務委託を主管する課の担当係長
- (3) 担当監督員 評定の対象となる業務委託を主管する課の担当職員

(受託者への指示、指導等)

第4条 監督者は、業務委託の履行期間中、業務を施行するに当たり書面をもって必要な指示を行う場合又は誤りや不適切な事項に対して口頭で注意を促しても改善されない場合は、指示書（別記様式第1号）により受託者に対し指示し、又は指導するものとする。

2 監督者は、前項の規定による指導によっても誤りや不適切な事項が改善されない場合は、改善指示書（別記様式第2号）により受託者を指導するものとする。

3 監督者は、前項の規定による指導によっても誤りや不適切な事項が改善されない場合又は重大な法令違反があった場合は、改善命令書（別記様式第3号）により受託者を指導するものとする。

(改善報告書の提出)

第5条 監督者は、前条の規定により指導を行った受託者に対して、改善報告書（別記様式第4号）による報告を求める。

(記録簿)

第6条 監督者は、設計等業務委託成績評定記録簿（別記様式第5号。以下「記録簿」という。）を作成し、業務委託の履行期間中、優良な事項があった場合又は誤りや不適切な事項があった場合は、記録するものとする。

(評定の時期)

第7条 評定者は、完了検査合格の日から14日以内（期間の末日が文京区の休日を定める条例（平

成元年 3 月文京区条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日まで) に評定を行うものとする。

(評定の実施)

第 8 条 評定者は、次の各号に掲げる業務委託の区分に応じ、当該各号に定める様式による設計等業務委託成績評定表 (以下「評定表」という。) の評定項目について、次条から第 13 条までに定めるところにより評定を行うものとする。

- (1) 土木及び造園工事に係る設計業務委託 別記様式第 6 号
- (2) 建築及び設備工事に係る設計業務委託 別記様式第 6 号の 2
- (3) 工事監理業務委託 別記様式第 6 号の 3

2 評定点の配分は、次の表のとおりとする。

監督員	76 点
検査員	24 点
合計	100 点

(主任監督員及び担当監督員の評定)

第 9 条 主任監督員及び担当監督員は、評定表により評定を行う。

2 主任監督員及び担当監督員は、前項の評定表を総括監督員に報告する。

(総括監督員の評定)

第 10 条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員及び担当監督員が行った評定を総合的に判断し、評定を行う。この場合において、事故等による減点の評定については別に定めるところにより行う。

(検査員の評定)

第 11 条 検査員は、次の各号に掲げる業務委託の区分に応じ、当該各号に定める様式による検査成績評定表 (以下「検査評定表」という。) により評定を行う。

- (1) 土木及び造園工事に係る設計業務委託 別記様式第 7 号
- (2) 建築及び設備工事に係る設計業務委託 別記様式第 7 号の 2
- (3) 工事監理業務委託 別記様式第 7 号の 3

2 検査員は、検査評定表を契約管財課長に報告する。

3 検査員は、検査評定表の写しを総括監督員に送付する。

(評定結果の取りまとめ等)

第 12 条 総括監督員は、監督員及び検査員の評定を取りまとめ、次の各号に掲げる業務委託の区分に応じ、当該各号に定める様式による設計等業務委託成績評定報告書 (以下「報告書」という。) 及び評定表に記録する。

- (1) 土木及び造園工事に係る設計業務委託 別記様式第 8 号
- (2) 建築及び設備工事に係る設計業務委託 別記様式第 8 号の 2
- (3) 工事監理業務委託 別記様式第 8 号の 3

2 総括監督員は、報告書に評定表を添付して、当該業務委託を主管する部の部長に報告する。

3 総括監督員は、報告書及び評定表の写しを契約管財課長に送付する。

4 契約管財課長は、前項の報告書及び評定表の写しにより総務部長に評定結果を報告する。

(評定区分)

第 13 条 業務委託を主管する課の課長 (以下「主管課長」という。) は、前条の規定による評定結

果の取りまとめが終了したときは、当該業務委託の評定について、監督員及び検査員の評定の合計点数（以下「総評定点」という。）により、次の表の総評定点の区分に従い、これに対応する評価をする。

総評定点	評価ランク
100点～90点	A：優良
89点～80点	B：良好
79点～70点	C：普通
69点～50点	D：やや不良
49点～0点	E：不良

2 前項の評価の内容は、次の表のとおりとし、主管課長は、評定者の評定結果により、当該業務委託全般にわたる成績評定と評価の内容に相違等がないことを確認の上、当該業務委託の成績評定の評価ランクを確定するものとする。

A：優良	積極的かつ適正に行われ、優れていた。
B：良好	適正に行われた。
C：普通	おおむね適正であり、問題はなかった。
D：やや不良	問題が生じた。
E：不良	重大な問題が生じた。

（評定結果の通知等）

第14条 主管課長は、設計等業務委託成績評定通知書（別記様式第9号。以下「通知書」という。）に、次の各号に掲げる業務委託の区分に応じ、当該各号に定める様式による項目別評価点を添付したものにより、速やかに当該業務委託の受託者に評定結果を通知する。

- (1) 土木及び造園工事に係る設計業務委託 別記様式第10号
- (2) 建築及び設備工事に係る設計業務委託 別記様式第10号の2
- (3) 工事監理業務委託 別記様式第10号の3

2 主管課長は、当該業務委託の受託者に評定結果を通知するときは、次に掲げる事項について説明する。

- (1) 評定結果について説明を求めることができること。
- (2) 前号の説明について不服があるときは、区長に対して苦情申立てをすることができること。

（説明責務）

第15条 主管課長は、前条第1項の規定による通知を受けた者から、評定結果について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（苦情申立て）

第16条 当該業務委託の受託者は、前条の説明に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（期間の末日が休日に当たるときは、その翌日まで）に書面により苦情申立てをすることができる。

2 前項の苦情申立てをしようとする者は、前項の書面に当該苦情申立ての根拠となる証拠、記録書類等を添付し、主管課長に提出するものとする。

（文京区設計等業務委託成績評定審査委員会への付議）

第17条 区長は、前条の苦情申立てがあったときは、厳正かつ公正に当該苦情申立てを審査するた

め、別に定める文京区設計等業務委託成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）に当該苦情申立てを付議し、その意見を求めるものとする。

（苦情申立て者への回答）

第18条 区長は、第16条の苦情申立てについて回答するときは、委員会の意見を十分検討し、書面により速やかに回答するものとする。

（評定の修正）

第19条 主管課長は、第17条に規定する苦情申立てに係る委員会の審査結果その他の理由により必要があると認めるときは、当該評定を修正することができる。

2 前項の規定により評定を修正する場合は、第9条から第14条までの規定により行う。この場合において、当該業務委託の受託者に修正後の評定結果を通知するときは、設計等業務委託成績評定通知書（修正）（別記様式第11号）による。

3 評定の修正ができる期間は、当該業務委託に係る契約約款のかし担保期間とする。

（評定結果の運用）

第20条 評定結果が第13条に規定する評価ランクAの場合は、委託件名、契約金額、委託場所、受託者名、評定等を公表するものとする。

2 評定結果が第13条に規定する評価ランクDの場合は、翌年度の業務委託契約に係る指名競争入札において、指名しないことができる。

3 評定結果が第13条に規定する評価ランクEの場合は、次のとおり取り扱うことができる

(1) 契約委員会に付議し、文京区指名競争入札の参加資格を持つ者に対する指名停止等取扱要綱（18文総契第347号）に基づく指名停止を行うこと。

(2) 翌年度の業務委託契約に係る指名競争入札において、指名しないこと。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。